

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民年金に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

杉並区は国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

杉並区長

公表日

平成29年6月15日

[平成26年4月 様式3]

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	国民年金システム
②システムの機能	<p>1.記録取込・蓄積機能 日本年金機構から定期的に電磁記録媒体で提供される「第1号被保険者に係る年金記録」のデータを取り込み、蓄積する機能。</p> <p>2.資格記録・処理経過管理機能 日本年金機構からの提供データ、第1号被保険者からの届出による資格の異動にかかる記録、障害基礎年金受給権者の年金給付関連情報、及び区役所の窓口で受付した届出・申請の処理経過について記録し、管理する機能。</p> <p>3.情報参照・帳票出力機能 保有データ及び庁内他システムからの連携データである住民税(所得)や住民記録に係る情報を基に、免除申請に必要な「所得基準」、「世帯状況」の情報参照(確認)や「老齢基礎年金額の試算(年金加入期間が全て第1号被保険者期間に限る)」を行ったり、届出時に必要な申請書に「基礎年金番号」、「氏名」、「住所」を印字する機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (中間サーバコネクタ、障害基礎年金受給確認システム(情報移送時のみ接続))</p>

システム2

①システムの名称	福祉住民登録外者等記録システム
②システムの機能	<p>1.住民登録外者等管理機能 既存住民基本台帳事務処理システム(以下、「既存住民基本台帳システム」という。)に登録のない個人や除票となった個人で、氏名・性別・生年月日・現住所等を管理する必要がある者について住民登録外者として登録する。住民登録外者として登録されている個人について登録情報に異動があった場合に情報を更新する。</p> <p>2.履歴管理機能 住民登録外者として登録された者について登録情報に更新があった場合の更新履歴を管理する。</p> <p>3.送付先管理機能 各業務システム毎に住民登録外者の宛名・宛先を管理する。</p> <p>4.住民登録外者の個人番号管理 住民登録外者の個人番号の変更・登録を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム3	
①システムの名称	中間サーバコネクタ
②システムの機能	<p>1. 団体内統合宛名番号の付番と管理 当該システムで、同一個人番号で一意となる団体内統合宛名番号の付番、及び宛名番号と個人番号との紐付け管理機能を実現する。</p> <p>2. 符号取得のためのシステム連携 当該システムで団体内統合宛名番号を新たに付番した時、中間サーバへの符号取得要求、及び符号取得依頼の受付を行う。</p> <p>3. 文字コードの変換機能 業務システムの文字コードと中間サーバ用の文字コードを変換する。</p> <p>4. 団体内統合宛名番号への変換・提供機能 業務システムと中間サーバの連携時に宛名番号(または個人番号)を団体内統合宛名番号に変換する。業務システムからの問合せに対して、団体内統合宛名番号を提供する。</p> <p>5. システム間通信プロトコル対応 FTP連携時の通信プロトコル。</p> <p>6. 中間サーバからの要求による情報提供機能 中間サーバからの要求により中間サーバへ4情報(住所、氏名、生年月日、性別。以下、「4情報」の表示がある場合は全て同じ)を提供する。中間サーバへ提供するための4情報管理(登録・更新)機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (国民年金システム、中間サーバ・プラットフォーム)</p>

システム4									
①システムの名称	中間サーバ・プラットフォーム								
②システムの機能	<p>1.符号管理機能 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「情報提供用個人識別符号(以下「符号」という。)」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2.情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会・情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3.情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4.既存システム接続機能 中間サーバと既存システム、中間サーバコネクタ、汎用機との間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>5.情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、保管・管理する。</p> <p>6.情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保有・管理する。</p> <p>7.データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会・情報提供、符号取得のための情報等を連携する。</p> <p>8.操作者認証・権限管理機能 中間サーバを利用する操作者のアクセス権限・操作権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>9.システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の消去を行う。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> その他 (中間サーバコネクタ</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input checked="" type="checkbox"/> その他 (中間サーバコネクタ)
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input checked="" type="checkbox"/> その他 (中間サーバコネクタ)								

システム5	
①システムの名称	障害基礎年金受給確認システム
②システムの機能	1.対象者の抽出・管理機能 障害基礎年金定時届事務における対象者を抽出・管理する。 2.帳票作成機能 所得申告勧奨の際の帳票及び日本年金機構(年金事務所)への提出帳票を作成・出力する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (国民年金システム(情報取得時のみ接続))
3. 特定個人情報ファイル名	
(1)国民年金ファイル (2)福祉住民登録外者等記録ファイル (3)中間サーバコネクタDBファイル (4)情報連携ファイル (5)障害基礎年金受給確認ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 第31、第83、第95項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二 (第48、第50、第86、第107、第117項)
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部国保年金課
②所属長	保健福祉部国保年金課長
7. 他の評価実施機関	
-	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)国民年金ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・区内に住民登録をしている(過去に区内に住民登録していた)国民年金被保険者、その配偶者・世帯主及び任意加入者、一部の受給権者(障害基礎年金など)
その必要性	・住民の資格取得・喪失の届出により、法令に基づく被保険者名簿を作成し、年金記録等の情報管理をするとともに住民登録情報に基づく異動、変更管理または修正するため必要。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<p>1.識別情報 ・個人番号…手続時点において基礎年金番号を有していない新規加入者などの同一人の確認・特定がより的確に行うことができる。また、手続に必要な「所得情報」や「世帯情報」の取得を効率的かつ確実に行うことができ、適正な事務執行に資することが可能となる。</p> <p>・その他識別情報(内部番号)…「基礎年金番号」は、年金事務全般の基盤情報であり、事務執行にあたっては、個人の特定はもとより、年金記録の確認・確定には不可欠なものである。また、庁内連携システムで利用する識別情報(世帯コード・個人コード)についても本人特定の他、庁内他事務のシステムと必要な情報を連携するために必要である。</p> <p>2.連絡先等情報 ・4情報、連絡先(電話番号等)については、届出(申請)者に対する届出内容の確認、問合せのために必要である。</p> <p>3.業務関係情報 ・地方税関係情報…保険料の免除、学生納付特例、納付猶予の申請受付の際、「所得状況」の確認のために必要である。</p> <p>・生活保護・社会福祉関係情報…生活保護のうち「生活扶助」を受給する第1号被保険者については、法定免除の対象となる。日本年金機構での審査の際「対象者の生活保護の現況」は必須要件であり、区からの報告が必要である。</p> <p>・年金関係情報…基礎年金番号で管理されており、日本年金機構と市町村間でやり取りし、最新のデータが反映されるよう保持している。手続を適正に進める上で過去の国民年金加入歴や保険料の納付状況などの年金記録の確認が必要である。</p>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日
⑥事務担当部署	保健福祉部国保年金課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (区民生活部区民課、区民生活部課税課、保健福祉部福祉事務所、総務部情報政策課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (・住民基本台帳ネットワークシステム) <input type="checkbox"/> 専用線に接続された「介護保険伝送端末」(区所管外)								
③使用目的 ※	・第1号被保険者に係る年金資格及び保険料の免除等に関する届出、受給権者からの給付等に係る申請の受理、年金生活者支援給付金業務に係る事務を適切に行うため。								
④使用の主体	使用部署	保健福祉部国保年金課							
	使用者数	[10人以上50人未満] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
＜選択肢＞									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法		<ul style="list-style-type: none"> ・各届出、申請を受付するにあたって、書類の内容に不備のないことを確認するために、本特定個人情報ファイルで保有する情報を参照する。 ・区の窓口で受付した各届出、申請内容を本特定個人情報ファイルに入力し、国民年金に関する資格・免除・給付の状況等を管理する。 ・日本年金機構が受付した各届出、申請、または法的根拠に基づき適用した情報を本特定個人情報ファイルに入力し、国民年金に関する資格・免除・給付の状況等を管理する。 ・年金生活者支援給付金等の事務にあたって、日本年金機構から依頼される対象者データへの所得情報収録処理の際、個人特定をする。 							
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> ・上記「⑤使用方法」欄に示す事務を正確かつ効率的に行うために、基礎年金番号等を突合キーとして本特定個人情報ファイル及び日本年金機構がそれぞれ保有する国民年金に関する資格情報、免除情報及び給付情報を突合する。 ・個人コードを突合キーとして本特定個人情報ファイル内の国民年金に関する資格情報、免除情報及び給付情報と既存住民基本台帳システム、福祉住民登録外者等記録システム及び税務システム等が保有する4情報及び地方税関係情報等とを突合する。 							
⑥使用開始日	平成28年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (6) 件	
委託事項1 国民年金システム運用		
①委託内容	各種処理の実行や帳票の印刷(オペレーション業務)	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電気株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	・原則として再委託は行わないが、再委託に関する承認申請書により、再委託理由等を明確にし、区が承諾した業者のみ再委託を許諾している。
	⑥再委託事項	オペレーション業務
委託事項2 システムの運用保守業務		
①委託内容	システムが安定的に稼働するために必要な運用保守業務。	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電気株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	・原則として再委託は行わないが、再委託に関する承認申請書により、再委託理由等を明確にし、区が承諾した業者のみ再委託を許諾している。
	⑥再委託事項	システムの運用保守業務
委託事項3 バックアップデータの遠隔地保管業務		
①委託内容	・特定個人情報データの滅失等に備えたバックアップデータの保管 ※バックアップデータが記録された可搬媒体は、施錠した状態(鍵は区が管理し、委託業者は解錠出来ない。)で保管する。	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 ワンビシアーカイズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

委託事項4		国民年金保険料免除及び学生納付特例の申請及び承認結果の電子データ化業務
①委託内容		区民からの申請書等(国民年金保険料免除(猶予)申請書、学生納付特例申請書)、及び日本年金機構から送付される免除結果をコンピューターへの取り込みが可能なように電子データ化する。
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		富士ソフトサービスビューロ株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項5		国民年金関係電磁記録媒体の交換委託
①委託内容		区の貸し出す初期化された電磁記録媒体に、日本年金機構が保有する国民年金情報を収録し、指定日に指定場所へ搬入する。
②委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 PUC
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6		国民年金業務設計及び運営業務
①委託内容		(設計) ・国民年金に係る業務の分析及び業務マニュアル並びに運営管理マニュアル等の作成 (運営業務) ・国保年金課における国民年金に係る書類の受付及び電話対応(書類の決裁等の公権力行使にあたる業務は除く)
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社DACS、株式会社ベルシステム24、株式会社エヌ・ティ・ティデータ共同事業体
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	・原則として再委託は行わないが、再委託に関する承認申請書により、再委託理由等を明確にし、区が承諾した業者のみ再委託を許諾する。
	⑥再委託事項	国民年金業務設計及び運営業務

移転先1	既存住民基本台帳システム
①法令上の根拠	・住民基本台帳法第7条第11項 同施行令第5条
②移転先における用途	・住民基本台帳への記載
③移転する情報	・国民年金の資格取得・喪失年月日、被保険者種別(種別の変更がある場合はその年月日)、基礎年金番号
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・国民年金第1号被保険者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	毎週第1営業日
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・入退室管理装置及び監視カメラを設置し、かつ、使用目的別に物理的に区画、施錠した専用の室に設置した汎用機に保管する。 ・被保険者関係届(申出)書等の関係帳票については、入退室管理をする執務室内において鍵付きの書庫等で管理する。 ・災害時データ復旧用に実施する遠隔地保管について、データが記録された可搬媒体は、専用の箱に施錠(鍵は区が管理し、受託者は解錠出来ない)した上、区が求める施設立地条件(地震防災対策強化地域外、河川等氾濫の可能性がない等)、設備条件(耐震・耐火構造の堅牢な建物、入退室管理装置及び監視カメラを設置等)、運用管理条件(火気発生要因・電磁気発生要因の排除、温湿度の管理等)を満たす施設の専用の室に保管される。また、契約書の事項に「区は、必要があるときは受託者の保管場所に立入り、データの管理状況等について調査することができる」旨を明記している。
7. 備考	
-	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2)福祉住民登録外者等記録ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・日本人で外国に居住している国民年金任意加入被保険者(国民年金法附則第5条)
その必要性	・海外居住者の内、国民年金への任意の加入を希望し、申請する者(住民登録外者)の記録の管理が必要であるため。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 対象者を特定し、正しい資格の管理を行うために記録する。 ・連絡先情報 対象者の連絡先(協力者の住所、氏名(フリガナ))は問い合わせをする際に利用する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日
⑥事務担当部署	保健福祉部国保年金課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (・住民基本台帳ネットワークシステム) (・専用線に接続された「介護保険伝送端末」(区所管外))	
③使用目的 ※	・区に住居登録のない国民年金任意加入被保険者の情報を登録し、国民年金システムにおいてその者の年金記録の適正な管理を行うため。	
④使用の主体	使用部署	保健福祉部国保年金課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	・区に住居登録のない国民年金任意加入被保険者について国民年金システム上で管理を行えるようにその者の4情報等を本特定個人情報ファイルに登録し、個人コードを付与する。	
	情報の突合	・個人コードを突合キーとして本特定個人情報ファイル内の4情報等と国民年金ファイル内の国民年金に関する資格情報、免除情報及び給付情報とを突合する。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件	
委託事項1	国民年金システム運用	
①委託内容	各種処理の実行や帳票の印刷(オペレーション業務)	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電気株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	・原則として再委託は行わないが、再委託に関する承認申請書により、再委託理由等を明確にし、区が承諾した業者のみ再委託を許諾している。
	⑥再委託事項	オペレーション業務
委託事項2	システムの運用保守業務	
①委託内容	システムが安定的に稼働するために必要な運用保守業務。	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電気株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	・原則として再委託は行わないが、再委託に関する承認申請書により、再委託理由等を明確にし、区が承諾した業者のみ再委託を許諾している。
	⑥再委託事項	システムの運用保守業務
委託事項3	バックアップデータの遠隔地保管業務	
①委託内容	・特定個人情報データの滅失等に備えたバックアップデータの保管 ※バックアップデータが記録された可搬媒体は、施錠した状態(鍵は区が管理し、委託業者は解錠出来ない。)で保管する。	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 ワンビシアーカイズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない	
6. 特定個人情報の保管・消去		
保管場所 ※	(1)国民年金ファイルと同一	
7. 備考		
-		

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)中間サーバコネクタDBファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	「(1)国民年金ファイル」と同一
その必要性	・汎用機及び中間サーバとの情報連携を行うため、本特定個人情報ファイル(中間サーバコネクタDBファイル)において対象者の情報を保有し、これを常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。
④記録される項目	[10項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	・個人番号、その他識別情報(内部番号)、4情報(氏名、性別、生年月日、住所) 汎用機と中間サーバ間で情報連携する個人を特定し、紐付ける必要があるため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	保健福祉部国保年金課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (区民生活部区民課、総務部情報政策課、保健福祉部福祉事務所) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (・住民基本台帳ネットワークシステム) <input type="checkbox"/> 専用線に接続された「介護保険伝送端末」(区所管外)								
③使用目的 ※	・汎用機及び中間サーバとの連携を行うため、本特定個人情報ファイル(中間サーバコネクタDBファイル)において国民年金第1号被保険者及び受給権者の情報を保有し、適正な年金資格管理更新を行う。								
④使用の主体	使用部署	保健福祉部国保年金課							
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 [] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法		・汎用機及び中間サーバとの連携を行う。 ・団体内統合宛名番号と汎用機の宛名番号を紐付ける。 ・4情報を団体内統合宛名番号に紐付けて管理する。							
	情報の突合	・本特定個人情報ファイル(中間サーバコネクタDBファイル)を更新する際に受信した住民情報に関する更新データと中間サーバコネクタDBファイルの個人番号を突合する。							
⑥使用開始日	平成28年1月1日								
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託									
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する [] <選択肢> <input type="checkbox"/> () 1) 委託する 2) 委託しない <input type="checkbox"/> () 1) 件								
委託事項1	中間サーバコネクタの運用保守業務								
①委託内容	システムが安定的に稼働するために必要な運用保守業務。								
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 [] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
③委託先名	日本電気株式会社								
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない [] <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 再委託する 2) 再委託しない							
	⑤再委託の許諾方法								
	⑥再委託事項								
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)									
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 <input checked="" type="checkbox"/> 行っていない								
6. 特定個人情報の保管・消去									
保管場所 ※	・入退室管理装置及び監視カメラを設置し、かつ使用目的別に区画した専用の室に設置したサーバに保管する。サーバはパスワード等により保護する。								
7. 備考									
-									

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(4)情報連携ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	「(1)国民年金ファイル」と同一
その必要性	「(1)国民年金ファイル」と同一
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [] 個人番号 [<input checked="" type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
その妥当性	・番号法第19条第7号及び別表第二に規定する情報連携を行うため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	保健福祉部国保年金課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<ul style="list-style-type: none"> [] 本人又は本人の代理人 [] 評価実施機関内の他部署 () [] 行政機関・独立行政法人等 () [] 地方公共団体・地方独立行政法人 () [] 民間事業者 () [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (自部署)
②入手方法	<ul style="list-style-type: none"> [] 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム [] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (中間サーバコネクタ、国民年金システム)

③使用目的 ※		「(1)国民年金ファイル」と同一。
④使用の主体	使用部署	保健福祉部国保年金課
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		(1)国民年金ファイルと同様。
	情報の突合	・本特定個人情報ファイルが保有する連携用年金関係情報を更新する際に、当該更新対象データと中間サーバコネクタから受信した更新用データとを団体内統合宛名番号を突合キーとして突合する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託しない] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない () 件
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無		[○] 提供を行っている (1) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1		番号法第19条第7号及び別表第二の第1欄に定める情報照会者
①法令上の根拠		・番号法第19条第7号及び別表第二
②提供先における用途		・番号法別表第二に定める各事務
③提供する情報		・国民年金関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		「2 基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法		[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度		・情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
6. 特定個人情報の保管・消去		
保管場所 ※		・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
7. 備考		
-		

	その妥当性	<p>1.識別情報 ・個人番号…番号制度導入後の年金関係の申請・届出にあたっては、「個人番号」又は「基礎年金番号」のいずれかを請求書・届書に記載して提出可とする方向性が厚生労働省年金局から示され、当面は「個人番号」を主としつつ「基礎年金番号」との2本立てで管理・運用する想定であるが、現行の「基礎年金番号を主として運用する事務形態」は、最終的には「個人番号を主として運用する事務形態」に移行する見込みである。上記理由により法定受託事務である国民年金事務を取り扱う区において、事務執行に欠くことのできない「個人番号」を保有し、正確な事務処理をする必要がある。 ・その他識別情報(内部番号)…「基礎年金番号」は、年金事務全般の基盤情報であり、事務執行にあたっては、個人の特定はもとより、年金記録の確認・確定には不可欠なものである。また、庁内連携システムで利用する識別情報(世帯コード・個人コード)についても本人特定その他、庁内他事務のシステムと必要な情報を連携するために必要である。</p> <p>2.連絡先等情報 ・4情報…基準日現在の「住民登録」や「氏名変更の有無」など、対象受給権者の現況を確認するために必要である。 ・連絡先(電話番号等)…対象者からの届出内容に不備があった場合の確認、問合せのために必要である。 ・その他住民票情報…転入・転出・転居にかかる異動日、異動前住所(転出については転出先住所)を把握することにより「基準日時点の対象者であるかどうか」「所得情報の有無(住所異動による)」を確認し、対象者の確定のために必要である。</p> <p>3.業務関係情報 ・地方税関係情報、生活保護・社会福祉関係情報…日本年金機構への報告事項である対象者の「所得状況」の確認に必要であり、生活保護情報から「生活扶助の受給状況」を確認することにより、よりの確に所得審査のためのデータを抽出することができる。 ・年金関係情報については、基礎年金番号で管理されており、日本年金機構と市町村間でやり取りし、最新のデータが反映されるよう保持している。定時届事務を適正に進める上で、最新の支給区分などの確認が必要である。</p>
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成29年1月1日
⑥事務担当部署		保健福祉部国保年金課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input checked="" type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 () ・情報政策課の担当職員が国民年金ファイル(汎用機)から出力された障害基礎年金受給情報のデータをパソコンを使用して手動でファイルサーバに転送する。 ・専用線に接続された「介護保険伝送端末」(区所管外)	
③使用目的 ※	・障害基礎年金定時届事務の対象者データに限定して保有することにより、当該事務を適正かつ迅速に行うため。	
④使用の主体	使用部署	保健福祉部国保年金課
	使用者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・障害基礎年金定時届事務における対象者を管理・抽出する。 ・所得申告勧奨事務のための帳票を作成する。 ・日本年金機構(年金事務所)への提出帳票を作成する。
	情報の突合	・障害基礎年金定時届事務にあたり、日本年金機構から事前に送付される対象者名簿情報と本特定個人情報ファイル内の障害基礎年金受給情報とを基礎年金番号・個人番号・氏名を突合キーとして目視で突合する。(事務開始直前に転入した対象者等は当該名簿に記載されないため、区の情報と合致しない対象者がいた場合にはその都度、年金事務所に対して照会・確認を行う。)
⑥使用開始日	平成29年7月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件	
委託事項1	バックアップデータの遠隔地保管業務	
①委託内容	・特定個人情報データの滅失等に備えたバックアップデータの保管 ※バックアップデータが記録された可搬媒体は、施錠した状態(鍵は区が管理し、委託業者は解錠出来ない。)で保管する。	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 ワンビシアーカイズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2	ファイルサーバの運用保守	
①委託内容	・ファイルサーバが安定的に稼動するために必要な運用保守業務。 ※委託する業務は、特定個人情報に係らない業務を対象とする。	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電気株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	・原則として再委託は行わないが、再委託に関する承認申請書により、再委託理由等を明確にし、区が承諾した業務のみ再委託を許諾している。
	⑥再委託事項	ファイルサーバの運用保守
委託事項3	国民年金業務設計及び運営業務	
①委託内容	(設計) ・国民年金に係る業務の分析及び業務マニュアル並びに運営管理マニュアル等の作成 (運営業務) ・国保年金課における国民年金に係る書類の受付及び電話対応(書類の決裁等の公権力行使にあたる業務は除く)	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社DACS、株式会社ベルシステム24、株式会社エヌ・ティ・ティデータ共同事業体	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	・原則として再委託は行わないが、再委託に関する承認申請書により、再委託理由等を明確にし、区が承諾した業者のみ再委託を許諾する。
	⑥再委託事項	国民年金業務設計及び運営業務

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 国民年金ファイル

1.個人コード 2.国民年金被保険者記号番号 3.年金種別 4.資格所得年月日 5.資格喪年月日 6.短期給付受給権者種別・記号番号 7.長期給付裁定該当区分 8.電話番号 9.定額・付加保険料納付方法 10.申請免除始期・終期年月 11.法定免除始期・終期年月 12.受給要件判別区分 13.口座開始年月 14.納付区分 15.福祉受給権者記号番号 16.障害福祉年金の等級 17.裁定年度 18.支給区分 19.停止理由 20.証書有無 21.交付年月日 22.書替年度 23.配偶者の個人コード 24.扶養義務者の個人コード 25.扶養義務者の続柄 26.資格得喪理由 27.厚生年金記号番号 28.昭和36年以前の厚生年金等加入期間 29.転出後の国民年金未手続認定番号 30.保険料納付方法変更年月 31.保険料納付免除理由 32.口座・名義人 33.口座振替納付停止年月 34.付加保険料の始期・終期 35.特例納付該当表示 36.公的年金受給の有無 37.死亡一時金支払の有無 38.納付申請年月日 39.異動事由 40.受給年金種別 41.受給権取得年月日 42.受給開始年月 43.現況届提出の有無 44.短期給付失権年月日 45.障害基礎年金有期認定期限 46.提出を求める診断書種類 47.短期給付加算対象者の個人コード・続柄 48.配偶者の公的年金受給年金証書番号 49.配偶者の公的年金受給の有無 50.納付代理人の個人コード・続柄 51.申請免除学生 52.資格喪失予定年月日 53.申請年月日 54.国民年金保険料継続申請の有無 55.進達回数 56.個人番号 57.4情報 58.地方税関係情報 59.生活保護・社会福祉関係情報

(2) 福祉住民登録外者等記録ファイル

1.個人コード 2.世帯番号 3.住所 4.氏名 5.生年月日 6.性別 7.続柄 8.転出先住所 9.最新異動事由 10.最新異動年月日 11.増異動事由 12.増異動年月日 13.減異動事由 14.減異動年月日 15.個人番号

(3) 中間サーバコネクタDBファイル

1.氏名 2.住所 3.生年月日 4.性別 5.通称 6.個人番号 7.団体内統合宛名番号 8.個人コード

(4) 情報連携ファイル

(5) 障害基礎年金受給確認ファイル

1.証書記号番号 2.氏名 3.個人コード 4.生年月日 5.住所 6.電話番号 7.所得額 8.控除額 9.差引後所得額 10.扶養人数 11.扶養内訳 12.支給区分 13.転入日 14.転入前住所 15.転出日 16.転出先住所 17.転居日 18.転居前住所 19.生保該当有無 20.生保開始日 21.生保廃止日 22.死亡日 23.職権削除日 24.住民年月日 25.住定年月日 26.減異動日 27.送付先住所 28.送付先氏名 29.送付先電話番号 30.異動事由 31.個人番号

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)国民年金ファイル (2)福祉住民登録外者等記録ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティマネジメント実施基準に基づき、情報セキュリティ教育を実施する際、対象者と無関係な情報及び対象者情報であっても業務に不必要な情報へのアクセスは不正アクセスに該当すること、番号法及び杉並区個人情報保護条例における罰則規定があること、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、目的外の情報入手を抑制（防止）する。 ・国民年金に係る手続き（申請・届出等）の窓口における本人確認等の審査及び事務処理については、現行の手順（日本年金機構での年金相談の際の本人確認資料、手順に準ずる）をベースとしつつ、個人情報保護委員会が制定した「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に示された本人確認要件を加味した上で運用することで対象者以外の情報入手を防止する。 ・不必要に情報の入手を行わないよう、添付書類に不足がある又は公簿情報（住民登録及び所得等）の確認等ができない場合は、提出や情報確認ができるまでは受付保留の取扱いとし、一定期間その提出等がない場合は申請者に返戻する。 ・届出・申請用紙等について、あらかじめ法令等により定められた様式で提出されることから、必要以外の情報が記載できない書式とする。 ・被保険者情報の入力処理時において、入力担当と点検担当を別にし、二重チェックを行うことで、資料の取り違い等による対象者以外の情報の誤入力を防止する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

(不適切な方法で入手が行われるリスク対策)

- ・国民年金に関する事務を取り扱うにあたり、根拠法令である国民年金法及び国民年金市町村事務処理基準等に規定された内容を遵守することで、不適切な方法による情報の入手を防止する。
- ・番号法及び杉並区個人情報保護条例における罰則規定を広く職員に周知することで不適切な方法による情報入手を防止する。
- ・情報セキュリティマネジメント実施基準による情報セキュリティ教育実施の際、根拠法令等の規定に基づく正当な資料の入手を指導徹底する。
- ・システムの操作に当たり、操作履歴を採取し保管することで、対象者以外の情報の入手を抑止する。また、入力する情報は、法令で定められ、杉並区情報公開・個人情報保護審議会への必要な手続きを行ったものに限定する。
- ・本人から情報を取得する場合は、国民年金の第1号被保険者等に係る事務に用いる旨を説明した上で取得する。
- ・他自治体、日本年金機構等、本人以外からの情報をシステムを通して取得する場合は、アクセス権が与えられた者のみが取得できるようにシステムの制限する。
- ・日付の範囲指定で操作ログを採取し、入手時期や数量等が不自然なものがないかを確認する。

(入手した特定個人情報が不正確であるリスク対策)

- ・窓口での聴聞や添付書類との整合性から正確性を担保する。
- ・本人から個人番号の提供を受ける場合には、個人番号カードや通知カードの提示を受ける。また、本人確認を行う際は、番号法第16条及び施行令第12条に基づき、本人確認書類の提示等を受ける。また、受けた申請書等については、4情報を確認することで入手する情報の正確性を担保する。
- ・他区市町村等、本人以外から個人番号の提供を受ける際は、情報提供元が本人に対して個人番号及び4情報が正しいことを確認する。
- ・個人番号カードの提示が無い場合には、運転免許証の提示等により得られた本人確認情報とシステムによって確認する本人確認情報との対応付けを行い、個人番号が本人のものであることを担保する。
- ・国等から示される事務処理要領等を参考に事務処理対象者の個人番号カード等の提示を受け、本人確認及び個人番号の確認を行う。
- ・入手した特定個人情報について、保持している特定個人情報と突合を行い、真正性及び正確性確認を行う。
- ・杉並区に住居登録をしている者の4情報及び個人番号については、住民基本台帳に関する事務で取得したものを国民年金システムから利用するため、当該データの正確性については担保されたものとして利用する。
- ・住民登録外者の場合は、住民基本台帳ネットワークを通して住民登録地である自治体へ個人番号を照会し、本人確認情報との対応付けを行う。
- ・情報の入力、削除、訂正を行う場合には処理者と点検者を別にし、二重チェックを行うことで正確性を担保する。

(入手した際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク対策)

- ・窓口で本人又は本人の代理人が来庁する場合は、個人番号利用事務実施者が直接申請書等を収受する。また、受付事務が完了次第、直ちに書類を定められた保管箱へ格納する。
- ・郵送で情報を入手する場合は、送付先誤り等による情報漏えい・紛失等を防止するため、事前に担当所属名及び所在地を広く周知する。また、返信用封筒等はあらかじめ担当所属名及び所在地を印刷等したものを使用する。
- ・端末には、外部媒体へのデータ出力を制御するためのソフトウェアを導入し、データの外部媒体出力は、予め所属内で定めている管理者が当該ソフトウェアによって承認処理を行った場合にのみ可能とする。
- ・データ持ち出し時に使用する電子媒体(フラッシュメモリ)は、施錠管理する保管場所に保管し、持出管理を行い、記録データについては、処理後直ちに消去し、消去したことを複数名で確認する。
- ・システム操作に必要なソフトウェアについては情報政策課への申請に基づいて必要数のみを付与するので入力を行える端末機は限定される。また操作に必要なID、パスワードは、各所属長から情報システム担当課長への申請に基づいて付与することで操作権限のない者による不正な操作を防止する。

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・宛名システム機能は中間サーバコネクタが実施する仕組みであり、個人番号利用事務以外では個人番号の検索ができないよう、システム上で制御する。 ・中間サーバコネクタには個人番号、4情報等の情報連携に必要な情報のみ記録し、不必要な情報との紐付けができないよう、システム上で制御する。 ・本特定個人情報ファイルに入力する端末機は物理的に区画された執務室でのみ操作可能であり、個人番号利用事務実施者ごとに配付されたユーザID及びパスワードで認証を行うことで不要なアクセスを防いでいる。 ・個人番号利用事務のみ個人番号検索を可能とする仕組みとするため、他システムにおける個人番号利用事務以外からの情報の紐付けは行えないよう、システム上で制御する。 ・システム間の接続制御のため、ファイアウォールを設置することで登録外のシステムからの接続が行われないようシステム上で制御する。 ・ファイアウォールで制御したシステム間の通信は、ログとして記録し、ログの確認により適正な通信が行われているか監視する。
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

<p>特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> <p>(従業員が事務外で使用するリスク対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金に関する事務を取り扱う職員に対して、セキュリティに関する研修を行い、個人情報保護の重要性について教育するとともに、業務外での情報収集の禁止等の指導を徹底することで、事務外の使用を防止する。 ・委託業者については、契約に基づき、委託業者が従事者に対して杉並区が定めた個人情報保護に関する教育を行い、業務外での情報収集の禁止を徹底する。区は当該教育の実施について履行確認を行う。 ・操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、業務外での使用を防止する。 <p>(特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の持ち出しについて「資源管理基準」、「庁内ネットワーク及びネットワークパソコン等利用基準」及び「情報セキュリティマネジメント実施基準」の中で規定し、職員に周知・徹底する。 ・住民情報端末においては、大量複製につながるフラッシュメモリ等の使用について、持ち出しを制限・管理するソフトウェアを導入し、USBポートからのデータ出力を不可としている。また、管理権限を付与された職員以外はOSの設定変更、ソフトウェアの変更等を行えないよう、システム上で制御する。 ・データ持ち出し時に使用する電子媒体(USBメモリ)は、施錠管理する保管場所に保管し、持出管理を行い、記録データについては、処理後直ちに消去し、消去したことを複数名で確認する。 ・バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先に対し指導している。 ・災害時データ復旧用に実施するデータの遠隔地保管のための可搬媒体の持ち出しについては、施錠(鍵は区が管理し、受託者は解錠出来ない)により輸送時又は保管時に開封が行われないようにすることで、外部保管時に情報が複製されるリスクを防止する。 	
--	--

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない

リスク: 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<p><選択肢></p> <p>1) 定めている</p> <p>2) 定めていない</p>
規定の内容	<p>以下について、個人情報特記仕様書にて個人情報の取り扱いについて明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の適切な管理 ・秘密の保持 ・再委託の禁止 ・目的外使用の禁止 ・第三者への提供の禁止 ・複写及び複製の禁止 ・個人情報の返還・廃棄 ・個人情報の取扱いに関する立入調査 ・事故発生時の報告 ・法令及び杉並区の条例遵守 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない 4) 再委託していない</p>
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として再委託は行わないが、再委託に関する承認申請書により、再委託理由等を明確にし、区が承認した業者については再委託を許諾するとともにセキュリティ事項については委託と同様の措置を義務付けている。 ・委託先において、再委託先の特定個人情報の取扱いの監督を行っているかどうかを区で監督することにより、再委託先の特定個人情報の取扱いについても間接的に監督する。 	

<p>その他の措置の内容</p>	<p>(情報保護管理体制の確認) ・委託する際は、ISMS、プライバシーマーク等の認証取得を求めるなど、委託先の社会的信用と能力を確認する。</p> <p>(特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限) ・委託先で特定個人情報ファイルの処理等に係る者を明確化するため、契約後速やかに所属・氏名等を明記した実施体制の提出を義務付けている。また、体制に変更があった場合にも、変更後の体制を速やかに提出することを義務付ける。 ・委託事業者に対し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させるとともに、セキュリティ研修の実施を義務付ける。 ・誓約書の提出があった要員に対してのみシステムの利用者権限を与える。 ・操作権限によって画面に表示される項目及び発行する帳票は必要なもののみとする。</p> <p>(特定個人情報ファイルの取扱の記録) ・システムの操作ログを記録する。</p> <p>(委託元と委託先間の特定個人情報の提供) 【システム運用業務】 ・委託先へ特定個人情報を提供した場合、その記録を行った上、受領者の確認印等により受け渡し者を明確にするための手順を定める。 ・契約で委託業務実施場所を区が管理する施設に限定し、外部への持ち出しを禁止する。但し、免除申請の継続処理に関する電磁記録媒体の交換業務に限っては、委託業務実施場所を日本年金機構が管理する施設内に限定する。 【設計・運用業務】 運営管理マニュアルの一つとして、情報管理ルールを定めた情報セキュリティマニュアルを策定し、その中で参照できる範囲を限定する。また、契約で外部への持ち出しを禁止する。</p> <p>(委託元と委託先間の提供された特定個人情報の消去) 【システム運用業務】 ・業務を処理するために委託元から引き渡され、または委託先が収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後、直ちに返還するものとする。ただし、委託元が特定個人情報の消去について別に指示した場合には、委託先事業者から任意の様式による消去結果に係る報告書の提出を義務付ける。 ・特定個人情報を含むデータを災害時データ復旧用として遠隔地保管を行う場合は、契約書に指定するセキュリティ要件を明確にした施設に限定する。なお、データは施錠された状況による受け渡し(鍵は区が管理し、受託業者は解錠出来ないためリスクはない。)に限定し、データ消去の委託は行わない。 【設計・運營業務】 特定個人情報を含むデータの受け渡しは発生しないため、消去の委託は発生しない。</p> <p>(携帯電話、カメラ等の管理基準) 【システム運用業務】 ・システム運用を行う専用の部屋では、管理基準で携帯電話、カメラ等の使用を禁止する。 【設計・運營業務】 ・運營業務を行う執務室内では、管理基準及び情報管理ルールを定めた情報セキュリティマニュアルにより携帯電話、カメラ等の使用を禁止する。また、メモ用紙類の取扱いその他運營業務における情報管理ルールについて、情報セキュリティマニュアルに定める。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>【特記事項】設計・運營業務の業務全般については、日報及び月報並びに履行評価により適宜、委託業務がきちんと行われているかを確認する。</p>	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・区で管理する個人情報を移転・提供するには、番号法及び杉並区個人情報保護条例の規定により、その範囲を厳格に規定し、当該規定内容のみ提供・移転する制御をシステムで行う。 ・「情報セキュリティマネジメント実施基準」に規定された自己点検・内部監査等により、ルール遵守の確認を行う。 ・日本年金機構への情報提供にあたっては、提供の都度、「送付書」及び「送付内容の内訳」を作成し、それらを施錠保管する。 	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本特定個人情報ファイルを取り扱うシステムは入退室管理をする物理的に区画された執務室でしか操作を行えず、システムの操作権限を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限している。 ・システム操作に必要なソフトウェアについては情報政策課への申請に基づいて必要数のみを付与するので入力を行える端末機は限定される。また操作に必要なID、パスワードは、各所属長から情報システム担当課長への申請に基づいて付与することで操作権限のない者による不正な操作を防止する。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>(不適切な方法で、提供・移転が行われるリスク)及び(誤った相手に提供・移転してしまうリスク)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「介護保険伝送端末」による提供にあたっては、国保連合会所管の専用回線及びその終端である専用端末を通して提供するため、誤った相手に提供するリスクは存在しない。 ・媒体(電磁記録媒体・紙)による提供にあたっては、職員が直接、公用車により年金事務所に搬入することで搬送事故を予防し、送付書(記録)も保管する。 <p>(誤った情報を提供・移転してしまうリスク)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金に関する事務では、処理を行った者と点検する者を別にし、二重チェックを行うことで誤った情報・相手に情報を提供することを防止する。 ・端末は事前に登録を行っており、登録外の端末からの通信を行えない設定としている。 <p>(提供する際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ持ち出し時に使用する電子媒体(フラッシュメモリ)は、施錠管理する保管場所に保管し、持出管理を行い、記録データについては、処理後直ちに消去し、消去したことを複数名で確認する。 		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	

<p>その他の措置の内容</p>	<p>(物理的対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を記録する汎用機は、入退室管理装置及び監視カメラを設置し、かつ使用目的別に物理的に区画、施錠した専用の室に設置する。また、当該室内に別区画を設け、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する場所を設ける。 ・機器更新、交換等に伴い旧機器に保持されているデータを消去する場合は、情報を消去し、その記録をデータ消去証明として残す。 ・デスクトップ型端末はセキュリティワイヤによる盗難防止を行い、ノート型端末はキャビネットに施錠保管する。 ・離席する際には時間経過による画面ロックが作動する。 ・データ持ち出し時に使用する電子媒体(フラッシュメモリ)は、施錠管理する保管場所に保管し、記録簿による持出管理を行う。 ・災害時データ復旧用のために実施する遠隔地保管では、可搬媒体を格納する箱の施錠(鍵は区が管理し、受託者は解錠出来ない。)及び可搬媒体受け渡し時は区及び受託者のあらかじめ定められた者による数量の確認を行い、「荷物搬出入記録簿」への記録及び記録簿の月次確認を実施し、受け渡し及び外部保管施設におけるリスクを防止する。 ・災害時データ復旧のために2週間に一度データ保存を行い、可搬媒体により遠隔地に保管する。可搬媒体の摩耗等により媒体を廃棄する場合には、記録面について粉砕による物理的消去を行なったうえ廃棄する。 <p>(不正プログラム対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・端末機にウイルス対策ソフトを採用し、ウイルスパターンファイルは最新のものを適応している。 ・汎用機についてはOSがWindows等の汎用的なものを採用しない専用機のためウイルス対策ソフトは導入しない。 <p>(不正アクセス対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区のLAN及びWAN(インターネット網)からの通信はファイアウォールにより遮断する。 <p>(特定個人情報(データ)が古い情報のまま保管され続けるリスク対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本特定個人情報ファイルの個人情報は、住基及び住民登録外者の異動情報を取得し、内部番号を基に最新の情報に反映されるため、このリスクは存在しない。 <p>(申請書等の保管対策)</p> <p>申請書・帳票等の紙媒体については、届出内容別、送付日毎のファイルにファイリングし、施錠管理できる書庫等に2年間保管している。2年を経過した者については「杉並区文書等管理規程」及び「杉並区文書等保存年限基準」により、文書倉庫で管理し、保存年限を超えたものは廃棄する。</p> <p>(特定個人情報(データ)が消去されずいつまでも存在するリスク対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保存年限を経過したデータは、定期的に業務主管課が情報システム担当課長に依頼し、情報政策課の職員が消去処理を行った上、その記録を残す。 ・データ持ち出し時に使用する電子媒体(フラッシュメモリ)に記録するデータについては、処理後直ちに消去し、消去したことを複数名で確認する。 ・上記電子媒体の接続先であり、国保連合会所管の専用回線の終端である「介護保険伝送端末」内にはデータを保存しない。入手・提供のために一時的にデータを格納した場合は、入手・提供後直ちに消去し、消去したことを複数名で確認する。
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>-</p>	
<p>8. 監査</p>	
<p>実施の有無</p>	<p>[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査</p>
<p>9. 従業者に対する教育・啓発</p>	
<p>従業者に対する教育・啓発</p>	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
<p>具体的な方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人事異動等により、新規に事務を取り扱う場合における、個人情報の取り扱いに係る研修の実施について「情報セキュリティマネジメント実施基準」で規定し、研修を実施する。また、異動者に限らず、職員については定期的に個人情報保護に係るセキュリティ等研修を実施する。 ・委託事業者に対し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させるとともに、セキュリティ研修の実施を義務付ける。
<p>10. その他のリスク対策</p>	
<p>-</p>	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)中間サーバコネクタDBファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバコネクタでは、個人番号で一意に識別し、個人と1対1で、団体内統合宛名番号を付番する。 ・本特定個人情報ファイル(中間サーバコネクタDBファイル)の入手元は汎用機に限られるため、区の当該項目に関するリスク対応は、「(1)国民年金ファイル、(2)福祉住民登録外者等記録ファイル」のリスク対策と同様となる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
(入手した特定個人情報が不正確であるリスク対策) ・中間サーバコネクタでは、個人番号に変更が発生しても団体内統合宛名番号に変更はなく、個人番号変更時には、変更前と変更後の個人番号を必須として団体内統合宛名番号を管理する。 ・中間サーバコネクタでは、個人番号の入手にあたっては、個人番号のチェックデジットを確認する。	
(入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク対策) ・中間サーバコネクタでは、ログを保管しており、不適切な操作を抑止する措置を講じる。 ・入手に関しては、(1)国民年金ファイル及び(2)福祉住民登録外者等記録ファイルの「Ⅲリスク対策(プロセス)」内の当該項目の措置と同様の対策を講じる。なお本特定個人情報ファイル(中間サーバコネクタDBファイル)内の情報に関しては(1)国民年金ファイル及び(2)福祉住民登録外者等記録ファイルからシステムを介して自動更新する。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・宛名システム機能は中間サーバコネクタが実施する仕組みであり、個人番号利用事務以外では個人番号の検索ができないよう、システム上で制御する。 ・中間サーバコネクタには個人番号、4情報等の情報連携に必要な情報のみ記録し、不必要な情報との紐付けができないよう、システム上で制御する。 ・本特定個人情報ファイル(中間サーバコネクタDBファイル)を記録する中間サーバコネクタは物理的に区画された専用の室でのみ操作可能であり、情報政策課のみに配布されたユーザID及びパスワードで認証を行うことで不要なアクセスを防止する。 ・個人番号利用事務のみ個人番号検索を可能とする仕組みとするため、他システムにおける個人番号利用事務以外からの情報の紐付けは行えないよう、システム上で制御する。 ・システム間の接続制御のため、ファイアウォールを設置することで登録外のシステムからの接続が行われないようシステム上で制御する。 ・ファイアウォールで制御したシステム間の通信は、ログとして記録し、ログの確認により適正な通信が行われているか監視する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバコネクタでは、ユーザID・パスワードによる認証を行い、認証後は操作権限に応じて、当該ユーザがシステム上で利用可能な機能を制限する。 ・中間サーバコネクタでは、利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用を不可とする。 ・中間サーバコネクタでは、パスワードポリシーに基づき、パスワードの適性のチェック、有効期限の管理を行い、不適切なパスワードの利用の禁止や有効期限切れのパスワードの失効を行う。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバコネクタでは、ユーザIDごとのアクセス権限について、情報システム担当課長の承認後、情報システム担当課長から管理権限を付与された職員が行う。失効は、管理権限を付与された職員が行う。この他、申請漏れ等への対応として、人事異動情報その他の権限失効に関わる情報を権管理権限を付与された職員が得た段階で、随時その権限を失効する。 ・中間サーバコネクタでは、ユーザ単位でアクセス権限を管理する。 ・中間サーバコネクタの操作権限については、「ユーザID管理簿」を作成し、情報システム担当課長から管理権限を付与された職員が定期的に確認し、不要となったIDや権限を変更または削除する。 ・中間サーバコネクタでは、全ての操作について操作ログを記録する。

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報ファイルの使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>(従事者が事務外で使用するリスク対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバコネクタでは、ユーザIDによる認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、個人番号関連業務関係者以外はアクセスできないようにシステム上で制御する。 ・上記の対策及び「(1)国民年金ファイル」「(2)福祉住民登録外者等記録ファイル」と同様の対策を講じる。 <p>(特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操作は、入退室管理及び監視カメラによる監視が行われ、かつ物理的に区画された専用の室においてのみ行われる。 ・操作権限を与えられた者のみが操作可能とし、システムへのログインについてログを記録する。 ・中間サーバコネクタでは、全ての操作についてログを保管する。 ・セキュリティに係る研修を行い、個人情報保護の重要性を教育するとともに、業務外の利用又は不必要な利用の禁止の指導を行っている。 			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク			
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
規定の内容	<p>以下について、個人情報特記仕様書にて個人情報の取り扱いについて明記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の適切な管理 ・秘密の保持 ・再委託の禁止 ・目的外使用の禁止 ・第三者への提供の禁止 ・複写及び複製の禁止 ・個人情報の返還・廃棄 ・個人情報の取扱いに関する立入調査 ・事故発生時の報告 ・法令及び杉並区の条例遵守 		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている 4) 再委託していない
具体的な方法	-		
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの運用を委託する際は、ISMS、プライバシーマーク等の認証取得を求めるなど、特定個人情報の保護を適切に行える委託先であることを確認する。 ・委託で特定個人情報ファイルの処理等に係る者を明確化するため、契約後速やかに所属・氏名等を明記した実施体制の提出を義務付ける。また、体制に変更があった場合にも、変更後の体制を速やかに提出することを義務付ける。 ・委託事業者に対し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させるとともに、セキュリティ研修の実施を義務付ける。 ・誓約書の提出があった要員に対してのみシステム操作の権限を与える。 ・操作権限によって画面の表示・入力及び発行する帳票に印字される項目は必要なもののみとする。 ・システム運用を行う専用の室では、管理基準で携帯電話、カメラ等の使用を禁止している。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
-			
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
その他の措置の内容	<p>(物理的対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を記録するサーバは、入退室管理装置及び監視カメラが設置され、かつ使用目的別に物理的に区画、施錠された専用の室に設置する。また、当該区画に別区画を設け、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する場所を設ける。 ・機器更新、交換等に伴い旧機器に保持されているデータを消去する場合は、情報を消去し、その記録をデータ消去証明として残す。 ・本特定個人情報ファイル(中間サーバコネクタDBファイル)の記録媒体は、オペレータ及び委託業者は取り扱わない運用とする。 <p>(不正プログラム対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータウイルス対策ソフトを使用し、ウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 ・情報セキュリティホールに関連する情報(コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を含む)を定期的に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるかどうかを確認する。 <p>(不正アクセス対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区のLAN及びWAN(インターネット網)からの通信はファイアウォールにより遮断する。 <p>(不正アクセス対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファイアウォールを設置し、システム間の接続を制御することにより、予め許可をしたシステムを除く外部のシステムからの接続が行われないよう制御する。 ・ファイアウォールで制御したシステム間の通信は、ログとして記録し、ログの確認により適正な通信が行われているか監視する。 <p>(古い情報のまま保管され続けるリスクへの対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・項目に変更がある場合、汎用機から自動更新するため、古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査 [○] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・「(1)国民年金ファイル」「(2)福祉住民登録外者等記録ファイル」と同様の対策を講じる。	
10. その他のリスク対策		
-		

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(4)情報連携ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	本特定個人情報ファイル(情報連携ファイル)の入手元は中間サーバコネクタに限られるため、区の当該項目に関するリスク対策は、「(3) 中間サーバコネクタDBファイル」のリスク対策と同様となる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・本特定個人情報ファイル(情報連携ファイル)の入手元は中間サーバコネクタに限られるため、区の当該項目に関するリスク対策は、「(3) 中間サーバコネクタDBファイル」のリスク対策と同様となる。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・宛名システム機能は中間サーバコネクタが実施する仕組みであり、個人番号利用事務以外では個人番号の検索ができないよう、システム上で制御する。 ・中間サーバコネクタには個人番号、4情報等の情報連携に必要となる情報のみ記録し、不必要な情報との紐付けができないよう、システム上で制御する。 ・中間サーバコネクタでは、個人番号利用事務のみ個人番号検索を可能とする仕組みとするため、他システムにおける個人番号利用事務以外からの中間サーバコネクタを利用した情報の紐付けは行えない設定とする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・中間サーバのユーザ認証については住民基本台帳ネットワークシステムにおけるそれと同等以上の管理方法がとられ、利用する職員の認証と職員に与えられた操作権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。
その他の措置の内容	(アクセス権限の発行・失効の管理) ・中間サーバでは、ユーザIDごとのアクセス権限について、主管課からの申請により情報システム担当課長の承認後、管理を委任された情報政策課の職員が行う。失効は、主管課からの解除申請により、情報システム担当課長の承認後、同課の職員が行う想定。この他、申請漏れ等への対応として、人事異動情報その他の権限失効に関わる情報を同課の職員が得た段階で、随時その権限を失効する想定。 (アクセス権限の管理) ・中間サーバの操作権限については、「ユーザID管理簿」を作成した上、情報政策課の職員が定期的に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更または削除する想定。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[○] 委託しない
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[○] 提供・移転しない

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>(中間サーバ・ソフトウェアにおける措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応する。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとなる。 <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第二及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>(中間サーバ・ソフトウェアにおける措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受信し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受信及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

(不適切な接続端末の操作やオンライン連携等のリスク対策)

(中間サーバ・ソフトウェアにおける措置)

・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容を記録し抑止する。

・定期的なログの確認をルール化し実施する。実施の頻度等については中間サーバの不正検知の方法、ログの参照を行う自治体の環境等が明らかになった後適正な期間を「情報提供ネットワーク運用手順書(仮)」に定め実施する。

(安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク、入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク対策)

(中間サーバ・ソフトウェアにおける措置)

・中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することを担保する。

(安全性の確保(入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク、不適切な方法で提供されるリスク対策)

(中間サーバ・ソフトウェアにおける措置)

・中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施する。また、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報を暗号化(照会者の中間サーバでしか復号できない仕組み)し、情報提供ネットワークシステムでは復号できないものとする。

・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設ける。

・セキュリティ管理機能(暗号化・復号機能及び鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受信した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う。

・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動削除し、リスクを軽減する。

(中間サーバ・プラットフォームにおける措置)

・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用する。

・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化する。

・特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)し、利用する団体であっても他団体が管理する情報へのアクセスを不可とする。

・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行い、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用事業者における情報漏洩等のリスクを極小化する。

・中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスを不可とする。

(誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク対策)

(中間サーバ・ソフトウェアにおける措置)

・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受信した上で、情報照会内容に対応した情報提供をする。

・情報提供データベース管理機能(特定個人情報を副本として保存・管理する機能)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容確認を行う。

・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータの出力機能を有する。

(不正な名寄せが行われるリスク対策)

(中間サーバ・ソフトウェアにおける措置)

・情報連携においてのみ、符号を用いることをシステム上で担保する。

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
その他の措置の内容	(中間サーバ・プラットフォームにおける措置) ・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスパターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
(特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク対策) ・保有する項目に変更がある場合、オンラインで更新される仕組みのため、古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない想定。		
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	(中間サーバ・プラットフォームにおける措置) ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	
10. その他のリスク対策		
(中間サーバ・プラットフォームにおける措置) ・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。		

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(5)障害基礎年金受給確認ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティマネジメント実施基準に基づき、情報セキュリティ教育を実施する際、対象者と無関係な情報へのアクセス、及び対象者情報であっても業務に不必要な情報へのアクセスは不正アクセスに該当し、番号法及び杉並区個人情報保護条例における罰則規定があること、並びに操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することでコンプライアンスの意識を高め、対象者以外の情報入手、及び必要以外の情報入手を防止している。 ・本特定個人情報ファイルのアクセスについては監査ログとして記録し、ログの確認により適正にアクセスがされているかを監視する。 ・本特定個人情報ファイルが情報を入手するにあたり、予めシステムパラメータとして「定時届事務の対象である受給コードを有する者」という抽出条件を設定した上で汎用機から出力されたものに限定することで、対象者以外の情報を入手することを防止する。 ・対象者の情報であっても入手する情報は「小型電子計算組織システム登録書」によって情報政策課に登録した記録項目に限定する。 ・ファイアウォールを設置し、システム間の接続を制御することにより、予め許可をしたシステムを除く外部のシステムからの接続が行われないよう制御する。 ・本特定個人情報ファイルを保管するフォルダは、操作を要す個人番号利用事務実施者及び情報システム担当課長から権限を付与された職員のみアクセス権を設定する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>(不適切な方法で入手が行われるリスク対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法及び杉並区個人情報保護条例における罰則規定を広く職員に周知することで不適切な方法による情報入手を防止する。 ・本特定個人情報ファイルを保管するフォルダは、操作を要す個人番号利用事務実施者及び情報システム担当課長から権限を付与された職員のみアクセス権を設定する。 ・情報セキュリティマネジメント実施基準による情報セキュリティ教育実施の際、根拠法令等の規定に基づく正当な資料の入手を指導徹底する。 ・入力する情報は、法令で定められ、杉並区情報公開・個人情報保護審議会への必要な手続きを行ったものに限定する。 ・システムの操作に当たり、操作履歴を採取し、保管することで、必要以外の情報の入手を抑止する。 <p>(入手した特定個人情報が不正確であるリスク対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・杉並区に住民登録をしている者の4情報及び個人番号については、住民基本台帳に関する事務で取得したものを国民年金システムから利用するため、当該データの正確性については担保されたものとして利用する。 ・本特定個人情報ファイルが入手する情報の正確性は次のとおり確保する。 <ul style="list-style-type: none"> 国民年金ファイル(汎用機)から入手する情報・・・汎用機内のデータをシステムのバッチ処理により抽出して取り込むため、入手した情報が不正確であるリスクへの措置は(1)国民年金ファイルと同一となる。 障害基礎年金受給確認ファイルに直接入力する情報・・・日本年金機構から提供される対象者名簿情報については、区が保有する障害基礎年金受給情報と突合して確認する。なお入力に際しては誤入力防止のために入力者と点検者を分けた2重チェックを行う。 <p>(入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構から提供される対象者名簿は、職員が直接公用車で年金事務所に行き、受領することで搬送事故を予防する。 ・汎用機から特定個人情報を入手する際の手動のファイル転送は、区画された専用の室内のファイアウォールによって保護された通信経路を用いて行う。 ・端末には、外部媒体へのデータ出力を制御するためのソフトウェアを導入し、データの外部媒体出力は、予め所属内で定めている管理者が当該ソフトウェアによって承認処理を行った場合のみ可能とする。データ持ち出し時に使用する電子媒体(フラッシュメモリ)は、施錠管理する保管場所に保管し、持出管理を行い、記録データについては、処理後直ちに消去し、消去したことを複数名で確認する。 ・ファイアウォールを設置し、システム間の接続を制御することにより、予め許可をしたシステムを除く外部のシステムからの接続が行われないよう制御する。 	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ファイル、フォルダのアクセス権は業務主管課長の承認を経た担当者が人事異動が発生した場合の他適時確認を行う事により必要な者にのみ権限を付与している状態を保つ。 ・本ファイルの利用範囲は情報公開・個人情報保護審議会で認められた範囲に限定することを本ファイルにアクセス可能な者には周知するとともに運用を徹底する。 ・当該ファイルは表計算ファイルであり、プログラム等を利用した連携は行われず、手処理で情報の更新を行う。 ・システム間の接続制御のため、ファイアウォールを設置することで登録外のシステムからの接続が行われないようシステム上で制御する。 ・ファイアウォールで制御したシステム間の通信は、ログとして記録し、ログの確認により適正な通信が行われているか監視する。 <p>(※本ファイルは宛名システムとは連携を行わない。)</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・本特定個人情報ファイルは、ユーザIDとパスワードによる認証が必要な事務処理用端末からアクセスされるファイルサーバ内の国保年金課用の領域に保存し、かつ、権限なき者がアクセスできないよう当該領域及び本特定個人情報ファイルにアクセス権を設定する。さらに本特定個人情報ファイルを開くにはパスワードの入力を必要とするように設定する。 ・本特定個人情報ファイルへアクセスするためには、全庁で統合的に運用を行うシステムで管理するユーザID、パスワードによる認証が必要である。 ・全庁で統合的に運用を行うシステムの資源(ファイルやフォルダ等)へアクセスが可能な端末は、情報政策課が申請を受け、権限を付与したユーザIDにより登録を行った端末のみとする。 ・全庁で統合的に運用を行うシステムで使用するユーザIDは、人事管理システムの情報を反映することにより、アカウント管理について異動・退職等に伴う変更を速やかに反映する。
その他の措置の内容	<p>(機器の管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退庁する際は事務処理用端末を定められたキャビネット内に施錠保管する。 ・情報持ち出し時に使用する電子媒体(フラッシュメモリ)は、施錠管理する保管場所に保管し、持出管理を行い、記録データについては、処理後直ちに消去し、消去したことを複数名で確認する。 <p>(アクセス権限の発効・失効管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本特定個人情報ファイルのアクセス権限の管理は、その事務担当職員内で統括者となっている者が設定し、管理する。 <p>(特定個人情報の使用の記録)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本特定個人情報ファイルのアクセスについては監査ログとして記録し、ログの確認により適正にアクセスがされているかを監視する。 ・保管するログは、物理的に区画・施錠された保管棚で、「杉並区文書等保存年限基準」及び「情報セキュリティマネジメント実施基準」に基づき管理する。 ・災害時データ復旧用に実施するデータの遠隔地保管のために可搬媒体の受け渡しを行う場合には「荷物搬入記録簿」に記録する。 <p>(入退室管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本特定個人情報ファイルを保存するファイルサーバは、入退室管理装置及び監視カメラが設置され、かつ、使用目的別に物理的に区画、施錠された専用の室に設置する。 <p>(災害時データ復旧用媒体管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時データ復旧用に実施するデータの遠隔地保管のために可搬媒体に保存されたデータの持ち出しは、区及び委託業者共に予め相互に名簿を交換した者のみが作業を実施し、持ち出し時に施錠(鍵は区が管理し、受託業者は解錠出来ない。)を行う。また入退室管理装置及び監視カメラを設置することで上記以外の者が当該可搬媒体を取り扱うリスクを防止する。 <p>(情報の持ち出し及び外部媒体の管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務処理用端末ではフラッシュメモリその他の外部媒体への情報の出力を制御するソフトウェアを導入することにより、外部媒体を用いて情報の持ち出しを行う際には、情報持ち出しにかかる管理者の承認を必要とする。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>(特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の持ち出しについて「資源管理基準」、「庁内ネットワーク及びネットワークパソコン等利用基準」を規定し、職員に周知・徹底を行う。 ・事務処理用端末ではフラッシュメモリその他の外部媒体への情報の出力を制御するソフトウェアを導入することにより、外部媒体を用いて情報の持ち出しを行う際には、情報持ち出しにかかる管理者の承認を必要とする。 ・情報持ち出し時に使用する外部媒体は、施錠管理する保管場所に保管し、持出管理を行い、記録データについては、処理後直ちに消去し、消去したことを複数名で確認する。 ・災害時データ復旧用に実施するデータの遠隔地保管のための可搬媒体の持出については、施錠(鍵は区が管理し、受託者は解錠出来ない)により輸送時又は保管時に開封が行われないようにすることで、外部保管時に情報が複製されるリスクを防止する。 	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>以下について、個人情報特記仕様書にて個人情報の取り扱いについて明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の適切な管理 ・秘密の保持 ・再委託の禁止 ・目的外使用の禁止 ・第三者への提供の禁止 ・複写及び複製の禁止 ・個人情報の返還・廃棄 ・個人情報の取扱いに関する立入調査 ・事故発生時の報告 ・法令及び杉並区の条例遵守
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として再委託は行わないが、再委託に関する承認申請書により、再委託理由等を明確にし、区が承認した業者については、再委託を許諾するとともにセキュリティ事項について委託と同様の措置を義務付ける。 ・委託先において、再委託先の特定個人情報の取扱いの監督を行っているかどうかを区で監督することにより、再委託先の特定個人情報の取扱いについても間接的に監督する。

<p>その他の措置の内容</p>	<p>(情報管理体制の確認) ・委託する際は、ISMS、プライバシーマーク等の認証取得を求めるなど、委託先の社会的信用と能力を確認する。</p> <p>(ユーザ認証の管理) 【システム運用業務】 ・運用保守業務でサーバの操作が必要な場合は、業務の都度、情報政策課からユーザIDとパスワードの払出を委託先へ行い、運用保守業務の作業以外はサーバの操作ができない運用とする。 【設計運用業務】 ・端末機の事前登録(端末認証)を行い、ユーザID・パスワードによる認証を行う。また、パスワードは「資源管理基準」、「庁内ネットワーク及びネットワークパソコン等利用基準」に定められた期間内に変更する。 ・登録されているユーザ情報については、管理権限を付与された職員が定期的に確認し、記録に残す。 ・各システム共にユーザIDの共有を禁止している。</p> <p>(委託元と委託先間の特定個人情報の提供) 【システム運用業務】 ・委託先へ特定個人情報を提供した場合、その記録を行った上、受領者の確認印等により受け渡し者を明確にするための手順を定める。 ・契約で委託業務実施場所を区が管理する施設に限定し、外部への持ち出しを禁止する。 【設計運用業務】 ・運営管理マニュアルの一つとして、情報管理ルールを定めた情報セキュリティマニュアルを策定し、その中で参照できる範囲を限定する。また、契約で外部への持ち出しを禁止する。</p> <p>(ログによる監視) 【システム運用業務】 ・運用保守業務以外でのアクセス等の不正アクセスが行われていないかを操作ログの確認により監視する。 【設計運用業務】 ・システムの操作ログを保管する。ログは個人番号を参照・入力した際に個人単位で記録することとし、操作者を識別可能な一意の番号、操作時間、トランザクション(処理データ)名、操作端末名、操作を行っていたデータ名等を記録する。 ・保管するログは、物理的に区画・施錠された保管棚で、「杉並区文書等保存年限基準」及び「情報セキュリティマネジメント実施基準」に基づき管理する。</p> <p>(携帯電話、カメラ等の管理基準) 【システム運用業務】 システム運用を行う専用の部屋では、管理基準で携帯電話、カメラ等の使用を禁止する。 【設計運営業務】 運営業務を行う執務室内では、管理基準及び情報管理ルールを定めた情報セキュリティマニュアルにより携帯電話、カメラ等の使用を禁止する。また、メモ用紙類の取扱いその他運営業務における情報管理ルールについて、情報セキュリティマニュアルに定める。</p> <p>(委託元と委託先間の提供された特定個人情報の消去) 【システム運用業務】 ・業務を処理するために委託元から引き渡され、または委託先が収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後、直ちに返還するものとする。ただし、委託元が特定個人情報の消去について別に指示した場合には、委託先事業者から任意の様式による消去結果に係る報告書の提出を義務付けている。 ・特定個人情報を含むデータを災害時データ復旧用として遠隔地保管を行う場合は、契約書に指定するセキュリティ要件を明確にした施設に限定する。なお、データは施錠された状況による受け渡し(鍵は区が管理し、受託業者は解錠出来ないためリスクはない。)に限定し、データ消去の委託は行わない。 【設計・運営業務】 ・特定個人情報を含むデータの受け渡しは発生しないため、消去の委託は発生しない。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>【特記事項】設計・運営業務の業務全般については、日報及び月報並びに履行評価により適宜、委託業務がきちんと行われているかを確認する。</p>	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・区で管理する個人情報を移転・提供する際には、番号法等の法令又は杉並区個人情報保護条例の規定により、その範囲を厳格に遵守し、移転・提供を行うこととしている。 ・「情報セキュリティマネジメント実施基準」に規定された自己点検・内部監査等により、ルール遵守の確認を行う。 ・日本年金機構への情報提供に係る事務については、日本年金機構から毎年度、事務開始前に送付される「事務処理要領」に基づき行う。 ・日本年金機構への情報提供（定時届の送付）にあたっては、提供の都度、「送付書」及び「送付内容の内訳」を作成し、業務主管課長の決裁後、それらを施錠保管する。 		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>(不適切な方法で提供・移転が行われるリスク対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・媒体(紙)による提供にあたっては、職員が直接、公用車により年金事務所に搬入することで搬送事故を予防しており、送付書(記録)も保管している。 <p>(提供する際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ持ち出し時に使用する電子媒体(フラッシュメモリ)は、施錠管理する保管場所に保管し、持出管理を行い、記録データについては、処理後直ちに消去し、消去したことを複数名で確認する。 <p>(誤った情報を提供・移転してしまうリスク対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構への提供にあたっては、事前に日本年金機構から送付される対象者名簿と提供を行う情報について個人番号利用事務実施者による2重チェックで照合する。 			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[O] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)	
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容	-		
再発防止策の内容	-		

その他の措置の内容	<p>(安全管理規程) 特定個人情報の漏洩・滅失・毀損のリスクを想定した安全管理体制や安全管理規定： ・本特定個人情報ファイルの保存されるファイルサーバの運用にかかる規定である「グループウェア利用基準」として次のような利用者の禁止行為を定める。（「グループウェア」とは、電子メール、イントラネット、ファイル共有などの、コンピュータネットワークの機能を利用して、コミュニケーションを図り、情報の共有を支援するためのシステムをいう。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 ユーザID及びパスワードを不正に使用すること。 二 情報の改ざん、き損、滅失及び漏えい並びに虚偽のデータを提供すること。 三 特定の所属、個人等の名誉を傷つけること。 四 特定の個人のプライバシーを侵害すること。 五 法令又は公序良俗に反する利用をすること。 六 グループウェア利用環境を破壊する恐れのあるデータを登録すること。 七 業務以外の目的で利用すること。 八 その他、グループウェアの運用管理に支障を及ぼす恐れのあること。 <p>(安全管理体制) 「グループウェア利用基準」に基づき、業務主管課長がグループウェア利用責任者として職員にグループウェアの適正な利用を指導している。</p> <p>(安全管理体制・規程の職員への周知) 安全管理体制・規定を職員へどのように周知しているか： ・情報政策課のホームページ内に「グループウェア利用基準」等の基準を掲載し、全庁に周知している。</p> <p>(データの漏洩・滅失・提供に利用する外部媒体の紛失のリスク措置) ・端末には、外部媒体へのデータ出力を制御するためのソフトウェアを導入し、データの外部媒体出力は、予め所属内で定めている管理者が当該ソフトウェアによって承認処理を行った場合にのみ可能とする。 ・データ持ち出し時に使用する電子媒体（フラッシュメモリ）は、施錠管理する保管場所に保管し、持出管理を行い、記録データについては、処理後直ちに消去し、消去したことを複数名で確認する。</p> <p>(サーバに対する物理的対策)(例 入退室管理) ・本特定個人情報ファイルを記録するファイルサーバは、入退室管理装置及び監視カメラを設置し、かつ、使用目的別に物理的に区画、施錠した専用の室に設置する。 ・機器更新、交換等に伴い、旧機器に保持されているデータを消去する場合は、情報を消去し、その記録をデータ消去証明として残す。</p> <p>(サーバに対する技術的対策)(例 ウィルス対策・不正アクセス対策) ・コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、ウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 ・情報セキュリティの脆弱性に関連する情報（コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を含む）を定期的に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるかどうかを確認する。 ・各端末においては、大量複製につながるフラッシュメモリ等の使用について、持ち出しを制限・管理するソフトウェアを導入し、USBポートからのデータ出力を不可としている。また、管理権限を付与された職員以外はOSの設定変更、ソフトウェアの変更等を行えないよう、システム上で制御している。</p> <p>(バックアップ) 特定個人情報の漏洩・滅失・毀損に備えたバックアップ措置： ・ファイルサーバのバックアップは毎日取得し、30日間データを保存する。そのうち、毎週木曜日業務終了時のデータを書き込んだテープを外部保管施設に送付して、2週間の災害退避データ保存を行う。 ・災害時データ復旧用のために実施する遠隔地保管では、可搬媒体を格納する箱の施錠（鍵は区が管理し、委託業者は解錠出来ない）及び可搬媒体受け渡し時は区及び委託業者のあらかじめ定められた者による数量の確認を行い、「荷物搬入出記録簿」への記録並びに記録簿の月次確認を実施することで、受け渡し及び外部保管施設におけるリスクを防止する。 ・災害時データ復旧用のために2週間に一度データ保存を行い、可搬媒体により遠隔地に保管する。可搬媒体の磨耗等により媒体を破棄する場合には、記録面について物理的消去を行なったうえ廃棄する。</p>
-----------	--

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>(特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本特定個人情報を利用する「障害基礎年金定時届事務」の基準日(毎年7月1日)が定められているため、情報の取得を基準日(直近)に行ない、保管することで事務処理に適合する最新の状態を保っている。 <p>(特定個人情報(データ)が消去されずいつまでも存在するリスク対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保存期間を経過した情報についてはファイル全体を消去する。 ・機器更新、交換等に伴い、旧機器に保持されているデータを消去する場合は、情報を消去し、その記録をデータ消去証明として残す。 ・データ持ち出し時に使用する電子媒体(フラッシュメモリ)は、施錠管理する保管場所に保管し、持出管理を行い、記録データについては、処理後直ちに消去し、消去したことを複数名で確認する。 ・上記電子媒体の接続先であり、国保連合会所管の専用回線の終端である「介護保険伝送端末」内にはデータを保存しない。入手・提供のために一時的にデータを格納した場合は、入手・提供後直ちに消去し、消去したことを複数名で確認する。 		
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・人事異動等により、新規に事務を取り扱う場合における、個人情報の取り扱いに係る研修の実施について「情報セキュリティマネジメント実施基準」で規定し、研修を実施する。また、異動者に限らず、職員については定期的に個人情報保護に係るセキュリティ等研修を実施する。 ・委託事業者に対し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させるとともに、セキュリティ研修の実施を義務付ける。 	
10. その他のリスク対策		
-		

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区役所政策経営部情報政策課情報公開係
②請求方法	・指定の様式を定め、書面により、窓口で受け付けている。(詳細は、下記URLもしくは、“2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ①連絡先”への問合せにより確認できる。) ・書面の様式・受付手続きの詳細のリンク先 杉並区公式ホームページ 申請書サービス-行政関連-情報公開等 - 自己情報開示・訂正・消去・利用中止請求書 (URL: http://www.city.suginami.tokyo.jp/shinseisho/gyosei/johokoukai/1006209.html)
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区役所保健福祉部国保年金課国民年金係
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録に残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、関係先に事実確認を行う為の標準的な処理期間を設ける。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成29年2月24日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	国民年金に関する事務重点項目評価書(案)を区公式ホームページ、閲覧場所による公示。意見をはがき、封書、ファックス、Eメール、閲覧場所にある意見用紙により受け付けた。
②実施日・期間	平成29年3月11日から平成29年4月10日まで
③主な意見の内容	マイナンバー制度に反対である。わが国は独裁国家ではなく、自由主義、民主主義の国である。個人情報を監視するような戦時中を思わせるようなことがあってはならない。現行の法律で十分対処できると考える。
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	平成29年4月22日
②方法	杉並区情報公開・個人情報審議会による第三者点検を実施した。
③結果	・特定個人情報保護評価書(重点項目評価)の適合性・妥当性の審査の結果、本特定個人情報保護評価においては、それらのリスク対策が適切に講じられていることを確認するとともに、特定個人情報ファイルの取扱いに伴い個人のプライバシーへの影響を及ぼす可能性がある事項や問題について適切に評価、確認及び取り組みが実施されていることを確認した。

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月13日	Ⅲ(1)(2)2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(入手した際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク対策) ・端末機は、外部との通信やデータ持ち出しができないようシステムの的に制御する。データ持ち出しには専用キーが必要なこと、専用キーは情報セキュリティマネジメント実施基準に定めるシステム管理者(業務主管課長)が管理することにより、外部への情報漏えいを防止する。	(入手した際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク対策) ・端末には、外部媒体へのデータ出力を制御するためのソフトウェアを導入し、データの外部媒体出力は、予め所属内で定めている管理者が当該ソフトウェアによって承認処理を行った場合にのみ可能とする。	事前	
平成27年11月13日	Ⅲ(1)(2)5 リスク ルール内容及びルール遵守の確認方法	・区で管理する個人情報を移転・提供する際には、番号法及び杉並区個人情報保護条例の規定により、その範囲を厳格に遵守し、移転・提供を行うこととしている。	・区で管理する個人情報を移転・提供する際には、番号法及び杉並区個人情報保護条例の規定により、その範囲を厳格に規定し、当該規定内容のみ提供・移転する制御をシステムで行う。	事前	
平成27年11月13日	Ⅲ(1)(2)5 リスク ルール内容及びルール遵守の確認方法	・移転については、事前にデータ利用の目的外利用申請の提出を移転先に義務付けており、移転元の審査の上承認・移転を行う。	(削除)	事前	
平成27年11月13日	Ⅲ(1)(2)7	・災害用データ復旧用	・災害時データ復旧用	事前	
平成27年11月13日	Ⅲ(1)(2)7 リスク その他の措置の内容	(物理的対策) ・災害用データ復旧用のために実施する遠隔地保管の可搬媒体に保存されたデータは、6箇月に1度最新の情報に上書きされ、可搬媒体の摩耗等により媒体を廃棄する場合には、記録面について粉碎による物理的消去を行なったうえ廃棄する。	(物理的対策) ・災害時データ復旧のために2週間に一度データ保存を行い、可搬媒体により遠隔地に保管する。可搬媒体の磨耗等により媒体を破棄する場合には、記録面について粉碎による物理的消去を行なったうえ廃棄する。	事前	
平成27年11月13日	Ⅲ(1)(2)7 リスク その他の措置の内容	(特定個人情報(データ)が古い情報のまま保管され続けるリスク対策) ・システム上保有する項目に変更がある場合、オンライン又はバッチ処理により情報更新を行うため、このリスクは存在しない。	(特定個人情報(データ)が古い情報のまま保管され続けるリスク対策) ・本特定個人情報ファイルの個人情報は、住基及び住民登録外者の異動情報を取得し、内部番号を基に最新の情報に反映されるため、このリスクは存在しない。	事前	

平成27年11月13日	Ⅲ(5)2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク対策) ・本特定個人情報ファイルにアクセスする事務処理用端末からデータを持ち出すためには専用キーが必要であり、かつ、専用キーは情報セキュリティマネジメント実施基準に定めるシステム管理者(業務主管課長)が管理することにより、外部への情報漏えいを防止する。データ持ち出し時に使用する電子媒体(フラッシュメモリ)は、施錠管理する保管場所に保管し、持出管理を行い、記録データについては、処理後直ちに消去し、消去したことを複数名で確認する。	(入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク対策) ・端末には、外部媒体へのデータ出力を制御するためのソフトウェアを導入し、データの外部媒体出力は、予め所属内で定めている管理者が当該ソフトウェアによって承認処理を行った場合にのみ可能とする。データ持ち出し時に使用する電子媒体(フラッシュメモリ)は、施錠管理する保管場所に保管し、持出管理を行い、記録データについては、処理後直ちに消去し、消去したことを複数名で確認する。	事前	
平成27年11月13日	Ⅲ(5)7 リスク その他の措置の内容	(データの漏洩・滅失・提供に利用する外部媒体の紛失のリスク措置) ・本特定個人情報ファイルにアクセスする事務処理用端末からデータを持ち出すためには専用キーが必要であり、かつ、専用キーは情報セキュリティマネジメント実施基準に定めるシステム管理者(業務主管課長)が管理することにより、外部への情報漏えいを防止する。	(データの漏洩・滅失・提供に利用する外部媒体の紛失のリスク措置) ・端末には、外部媒体へのデータ出力を制御するためのソフトウェアを導入し、データの外部媒体出力は、予め所属内で定めている管理者が当該ソフトウェアによって承認処理を行った場合にのみ可能とする。	事前	
平成27年11月13日	Ⅲ(5)7	・災害用データ復旧用	・災害時データ復旧用	事前	
平成27年11月13日	Ⅲ(5)7 リスク その他の措置の内容	(バックアップ) ・災害用データ復旧用のために実施する遠隔地保管の可搬媒体に保存されたデータは、6箇月に1度最新の情報に上書きされ、可搬媒体の摩耗等により媒体を廃棄する場合には、記録面について粉砕による物理的消去を行なったうえ廃棄する。	(バックアップ) ・災害時データ復旧のために2週間に一度データ保存を行い、可搬媒体により遠隔地に保管する。可搬媒体の磨耗等により媒体を破棄する場合には、記録面について物理的消去を行なったうえ廃棄する。	事前	
平成27年11月13日	Ⅳ1② 請求方法	指定の様式を定め、書面により開示・訂正・利用停止請求を受け付けている。	・指定の様式を定め、書面により、窓口で受け付けている。(詳細は、下記URLもしくは、”2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ①連絡先”への問合せにより確認できる。) ・書面の様式・受付手続きの詳細のリンク先 杉並区公式ホームページ情報公開等—自己情報開示等請求 (URL: http://www2.city.suginami.tokyo.jp/apply/apply.asp?genre=8020&apply=802001)	事前	

平成28年11月30日	I 1②	4.学生の納付特例及び若年者納付猶予の受付 保険料納付が困難な第1号被保険者本人が 「学生」や「30歳未満」の場合、所得要件等の審 査・承認により保険料の納付を猶予する学生納 付特例及び若年者納付猶予の申請の受付を行 う。(決定・承認・通知は日本年金機構が行う)	4.学生の納付特例及び納付猶予の受付 保険料納付が困難な第1号被保険者本人が 「学生」や「50歳未満」の場合、所得要件等の 審査・承認により保険料の納付を猶予する学生 納付特例及び納付猶予の申請の受付を行う。 (決定・承認・通知は日本年金機構が行う)	事後	平成28年7月1日の制度改正 により、制度名及び制度対象 が変更となったため(その他の 項目の変更)
平成28年11月30日	II (1)2 ④記録される項目 その妥当性	3.業務関係情報 ・地方税関係情報・・・保険料の免除、学生納付 特例、若年者納付猶予の申請受付の際、「所得 状況」の確認のために必要である。	3.業務関係情報 ・地方税関係情報・・・保険料の免除、学生納付 特例、納付猶予の申請受付の際、「所得状況」 の確認のために必要である。	事後	平成28年7月1日の制度改正 により、制度名及び制度対象 が変更となったため(その他の 項目の変更)
平成28年11月30日	II (3)4 委託事項1①	(仕様を想定して記載)	仕様確定により「想定」を削除	事後	仕様確定による記載の修正 (その他の項目の変更)
平成28年11月30日	II (3)4 委託事項1③	未定	日本電気株式会社	事後	仕様確定による記載の修正 (その他の項目の変更)
平成28年11月30日	II (4)4	委託する 1件	委託しない	事後	契約形態の見直しに伴う記載 の修正(任意で事前提出)
平成28年11月30日	II(別添)特定個人情報ファイ ル記録項目 (2)福祉住民登録外等記録 ファイル	15.個人番号(番号法)	15.個人番号	事後	自己点検による記載の修正 (表記の修正)
平成28年11月30日	III (4)4	()委託しない	(○)委託しない	事後	契約形態の見直しに伴う記載 の修正(任意で事前提出)
平成28年11月30日	V 1 ②	・指定の様式を定め、書面により、窓口で受け 付けている。(詳細は、下記URLもしくは、”2. 特 定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先”への問合せにより確認できる。) ・書面の様式・受付手続きの詳細のリンク先 杉並区公式ホームページ-情報公開等-自己 情報開示等請求 (URL:http://www2.city.suginami.tokyo.jp/apply/ apply.asp?genre=8020&apply=802001)	・指定の様式を定め、書面により、窓口で受け 付けている。(詳細は、下記URLもしくは、”2. 特 定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先”への問合せにより確認できる。) ・書面の様式・受付手続きの詳細のリンク先 杉並区公式ホームページ-申請書サービス-行 政関連-情報公開等-自己情報開示・訂正・消 去・利用中止請求書 (URL:http://www.city.suginami.tokyo.jp/shinsei sho/gyosei/johokoukai/1006209.html)	事後	区公式ホームページのリ ニューアルに伴い、リンク先が 変更となったため(その他の項 目の変更)
平成29年6月15日	II (1)3①、(3)3①	政策経営部情報政策課	総務部情報政策課	事後	組織改正による修正(その他 の項目の変更)

平成29年6月15日	Ⅱ(1)4 委託の有無	委託する 5件	委託する 6件	事前	
平成29年6月15日	Ⅱ(1)4 委託事項6	(なし)	委託事項6追加	事前	
平成29年6月15日	Ⅱ(5)4 委託の有無	委託する 2件	委託する 3件	事前	
平成29年6月15日	Ⅱ(5)4 委託事項3	(なし)	委託事項3追加	事前	
平成29年6月15日	Ⅲ(1)(2)2 リスク 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(入手した際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク対策) ・窓口で本人又は本人の代理人が来庁する場合は、職員が直接申請書等を收受する。また、受付事務が完了次第、直ちに書類を定められた保管箱へ格納する。	(入手した際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク対策) ・窓口で本人又は本人の代理人が来庁する場合は、個人番号利用事務実施者が直接申請書等を收受する。また、受付事務が完了次第、直ちに書類を定められた保管箱へ格納する。	事前	
平成29年6月15日	Ⅲ(1)(2)3 リスク1 リスクに対する措置の内容	・本特定個人情報ファイルに入力する端末機は物理的に区画された執務室でのみ操作可能であり、職員ごとに配付されたユーザID及びパスワードで認証を行うことで不要なアクセスを防いでいる。	・本特定個人情報ファイルに入力する端末機は物理的に区画された執務室でのみ操作可能であり、個人番号利用事務実施者ごとに配付されたユーザID及びパスワードで認証を行うことで不要なアクセスを防いでいる。	事前	
平成29年6月15日	Ⅲ(1)(2)3 リスク2 リスクに対する措置の内容	(アクセス権限の発行・失効の管理) ・アクセス権限の発行は、業務主管課からの発行申請により情報システム担当課長の承認後、当該課長から管理権限を付与された職員が行う。失効は、業務主管課からの解除申請により、管理権限を付与された職員が行う。その他、申請漏れ等への対応として、人事異動情報その他の権限失効に関わる情報の管理権限を付与された職員が得た段階で、随時その権限の失効を行う。	(アクセス権限の発行・失効の管理) ・アクセス権限の発行は、業務主管課からの発行申請により情報システム担当課長の承認後、当該課長から管理権限を付与された職員が行う。失効は、業務主管課からの解除申請により、管理権限を付与された職員が行う。その他、申請漏れ等への対応として、人事異動情報その他の権限失効に関わる情報を管理権限を付与された職員が得た段階で、随時その権限の失効を行う。	事前	

平成29年6月15日	Ⅲ(1)(2)3 リスク2 リスクに対する措置の内容	(特定個人情報の使用の記録) ・システムの操作ログを保管する。ログは個人番号を参照・入力した際に個人単位で記録することとし、操作者を識別可能な一意の番号(職員番号)、操作時間、トランザクション(処理データ)名、操作端末名、操作を行っていたデータ名等を記録する。	(特定個人情報の使用の記録) ・システムの操作ログを保管する。ログは個人番号を参照・入力した際に個人単位で記録することとし、操作者を識別可能な一意の番号、操作時間、トランザクション(処理データ)名、操作端末名、操作を行っていたデータ名等を記録する。	事前	
平成29年6月15日	Ⅲ(1)(2)3 特定個人情報の資料におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(なし)	・委託業務については、契約に基づき、委託業者が従事者に対して杉並区が定めた個人情報保護に関する教育を行い、業務外での情報収集の禁止を徹底する。区は当該教育の実施について履行確認を行う。	事前	
平成29年6月15日	Ⅲ(1)(2)4 リスク 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	(なし)	・委託先において、再委託先の特定個人情報の取扱いの監督を行っているかどうかを区で監督することにより、再委託先の特定個人情報の取扱いについても間接的に監督する。	事前	

平成29年6月15日	Ⅲ(1)(2)4 リスク その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・委託する際は、ISMS、プライバシーマーク等の認証取得を求めるなど、委託先の社会的信用と能力を確認する。 ・委託先で特定個人情報ファイルの処理等に係る者を明確化するため、契約後速やかに所属・氏名等を明記した実施体制の提出を義務付けている。また、体制に変更があった場合にも、変更後の体制を速やかに提出することを義務付ける。 ・委託事業者に対し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させるとともに、セキュリティ研修の実施を義務付ける。 ・誓約書の提出があった要員に対してのみシステムの利用者権限を与える。 ・操作権限によって画面に表示される項目及び発行する帳票は必要なもののみとする。 ・システムの操作ログを記録している。 ・契約で個人情報の持ち出し、提供の禁止を明記し、委託業務の実施場所については、区が管理する施設に限定している。但し、免除申請の継続処理に関する電磁記録媒体の交換業務に限っては日本年金機構が管理する施設内に限定している。 ・特定個人情報を含むデータを災害時データ復旧用として遠隔地保管を行う場合は、契約書に指定するセキュリティ要件を明確にした施設に限定する。なお、データは施錠された状況による受け渡し(鍵は区が管理し、受託業者は解錠出来ないためリスクはない。)に限定し、データ消去の委託は行わない。 ・システム運用を行う専用の室では、管理基準で携帯電話、カメラ等の使用を禁止している。 	<p>(情報保護管理体制の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託する際は、ISMS、プライバシーマーク等の認証取得を求めるなど、委託先の社会的信用と能力を確認する。 <p>(特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先で特定個人情報ファイルの処理等に係る者を明確化するため、契約後速やかに所属・氏名等を明記した実施体制の提出を義務付けている。また、体制に変更があった場合にも、変更後の体制を速やかに提出することを義務付ける。 ・委託事業者に対し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させるとともに、セキュリティ研修の実施を義務付ける。 ・誓約書の提出があった要員に対してのみシステムの利用者権限を与える。 ・操作権限によって画面に表示される項目及び発行する帳票は必要なもののみとする。 <p>(特定個人情報ファイルの取扱いの記録)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムの操作ログを記録する。 <p>(委託元と委託先間の特定個人情報の提供)</p> <p>【システム運用業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先へ特定個人情報を提供した場合、その記録を行った上、受領者の確認印等により受け渡し者を明確にするための手順を定める。 ・契約で委託業務実施場所を区が管理する施設に限定し、外部への持ち出しを禁止する。但し、免除申請の継続処理に関する電磁記録媒体の交換業務に限っては、委託業務実施場所を日本年金機構が管理する施設内に限定する。 <p>【設計・運用業務】</p> <p>運営管理マニュアルの一つとして 情報管理</p>	事前	
平成29年6月15日	Ⅲ(1)(2)4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(なし)	【特記事項】設計・運營業務の業務全般については、日報及び月報並びに履行評価により適宜、委託業務がきちんと行われているかを確認する。	事前	

平成29年6月15日	Ⅲ(1)(2)4 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスク対策における措置	(誤った情報を提供・移転してしまうリスク) ・国民年金に関する事務では、処理を行った職員と点検する職員を別にし、二重チェックを行うことで誤った情報・相手に情報を提供することを防止する。	(誤った情報を提供・移転してしまうリスク) ・国民年金に関する事務では、処理を行った者と点検する者を別にし、二重チェックを行うことで誤った情報・相手に情報を提供することを防止する。	事前	
平成29年6月15日	Ⅲ(5)2 リスク リスクに対する措置の内容	・本特定個人情報ファイルを保管するフォルダは、操作を要す職員のみアクセス権を設定する。	・本特定個人情報ファイルを保管するフォルダは、操作を要す個人番号利用事務実施者及び情報システム担当課長から権限を付与された職員のみアクセス権を設定する。	事前	
平成29年6月15日	Ⅲ(5)2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・本特定個人情報ファイルを保管するフォルダは、操作を要す職員のみアクセス権を設定する。	・本特定個人情報ファイルを保管するフォルダは、操作を要す個人番号利用事務実施者及び情報システム担当課長から権限を付与された職員のみアクセス権を設定する。	事前	
平成29年6月15日	Ⅲ(5)3 リスク2 その他の措置の内容	(アクセス権限の発効・失効管理) ・本特定個人情報ファイルに設定するパスワードの管理は、その事務担当職員内で統括者となっている者が設定し、管理する。	(アクセス権限の発効・失効管理) ・本特定個人情報ファイルのアクセス権限の管理は、その事務担当職員内で統括者となっている者が設定し、管理する	事前	
平成29年6月15日	Ⅲ(5)4 リスク 再委託による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	(なし)	・委託先において、再委託先の特定個人情報の取扱いの監督を行っているかどうかを区で監督することにより、再委託先の特定個人情報の取扱いについても間接的に監督する。	事前	

	<p>Ⅲ(5)4 リスク その他の措置の内容</p>	<p>(情報管理体制の確認) ・委託する際は、ISMS、プライバシーマーク等の認証取得を求めるなど、委託先の社会的信用と能力を確認する。</p> <p>(ユーザ認証の管理) ・運用保守業務でサーバの操作が必要な場合は、業務の都度、情報政策課からユーザIDとパスワードの払出を委託先へ行い、運用保守業務の作業以外はサーバの操作ができない運用とする。</p> <p>(情報の持ち出し) ・契約で個人情報の持ち出しを認めない。</p> <p>(ログによる監視) ・運用保守業務以外でのアクセス等の不正アクセスが行われていないかを操作ログの確認により監視する。</p> <p>(災害用データの保管) ・特定個人情報を含むデータを災害時データ復旧用として遠隔地保管を行う場合は、契約書に指定するセキュリティ要件を明確にした施設に限定する。なお、データは施錠された状況による受け渡し(鍵は区が管理し、受託業者は解錠出来ないためリスクはない。)に限定し、データ消去の委託は行わない。</p>	<p>(情報管理体制の確認) ・委託する際は、ISMS、プライバシーマーク等の認証取得を求めるなど、委託先の社会的信用と能力を確認する。</p> <p>(ユーザ認証の管理) 【システム運用業務】 ・運用保守業務でサーバの操作が必要な場合は、業務の都度、情報政策課からユーザIDとパスワードの払出を委託先へ行い、運用保守業務の作業以外はサーバの操作ができない運用とする。 【設計運用業務】 ・端末機の事前登録(端末認証)を行い、ユーザID・パスワードによる認証を行う。また、パスワードは「資源管理基準」、「庁内ネットワーク及びネットワークパソコン等利用基準」に定められた期間内に変更する。 ・登録されているユーザ情報については、管理権限を付与された職員が定期的に確認し、記録に残す。 ・各システム共にユーザIDの共有を禁止している。</p> <p>(委託元と委託先間の特定個人情報の提供) 【システム運用業務】 ・委託先へ特定個人情報を提供した場合、その記録を行った上、受領者の確認印等により受け渡し者を明確にするための手順を定める。 ・契約で委託業務実施場所を区が管理する施設に限定し、外部への持ち出しを禁止する。 【設計運用業務】 ・運営管理マニュアルの一つとして、情報管理ルールを定めた情報セキュリティマニュアルを策定し、その中で参照できる範囲を限定する。また、契約で外部への持ち出しを禁止する。</p>	<p>事前</p>	
<p>平成29年6月15日</p>	<p>Ⅲ(5)4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>(なし)</p>	<p>【特記事項】設計・運營業務の業務全般については、日報及び月報並びに履行評価により適宜、委託業務がきちんと行われているかを確認する。</p>	<p>事前</p>	

平成29年6月15日	Ⅲ(5)5 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワーク システムを通じた提供を除 く。)におけるその他のリスク 及びそのリスクに対する措置	(誤った情報を提供・移転してしまうリスク対策) ・日本年金機構への提供にあたっては、事前に 日本年金機構から送付される対象者名簿と提 供を行う情報について職員による2重チェックで 照合する。	(誤った情報を提供・移転してしまうリスク対策) ・日本年金機構への提供にあたっては、事前に 日本年金機構から送付される対象者名簿と提 供を行う情報について個人番号利用事務実施 者による2重チェックで照合する。	事前	
平成29年6月15日	Ⅳ1①	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報政策課情報公関係	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区総務部情報政策課情報公関係	事後	組織改正による修正(その他 の項目の変更)